

○無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付

第55条第2項

改正 平成26年3月20日 平成28年6月23日

平成29年3月22日 令和3年3月26日

令和7年6月28日

審査基準

令和7年6月28日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風営適正化法施行規則）
根拠条項	第55条第2項において準用する第45条
処分の概要	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長
備考	